

令和7年 第2回臨時会

# 浦 白 町 議 会 会 議 録

令和7年 5月16日 開会

令和7年 5月16日 閉会

浦 白 町 議 会

## 浦臼町議会第2回臨時会

令和7年5月16日（金曜日）

### ○議事日程

- |           |   |
|-----------|---|
| 1         | 会議録署名議員の指名                              |
| 2         | 会期の決定                                   |
| 3 承認第2号   | 専決処分した事件の承認について〔令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）〕 |
| 4 承認第3号   | 専決処分した事件の承認について〔浦臼町税条例の一部を改正する条例〕       |
| 5 承認第4号   | 専決処分した事件の承認について〔令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）〕  |
| 6 議案第20号  | 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）                   |
| 7 議案第21号  | 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について              |
| 8 議案第22号  | 工事請負契約の締結について                           |
| 9 議案第23号  | 工事請負契約の締結について                           |
| 10 議案第24号 | 財産の取得について                               |
| 11 議案第25号 | 財産の取得について                               |
| 12 議案第26号 | 財産の取得について                               |
| 13        | 議員の派遣について                               |

### ○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君

總務課	長	城	宝	睦	己	君
總務課主	幹	安	田	良	弘	君
總務課主	幹	早	坂	隆	広	君
住民課	長	明	見	将	幸	君
住民課主	幹	日	田	幹	夫	君
福祉課	長	國	藤	淑	恵	君
福祉課主	幹	齊	野	敏	朗	君
産業課	長	粟	狩	範	一	君
建設課	長	馬	嶋	俊	文	君
建設課技	長	上	田	圭	一	君
設計管理	者	竹	井	常	刀	君
教育委員会事務局	長	中	田	正	樹	君
教育委員会事務局	主幹	横	井	修	司	君
代表監査委員		小	田	政	廣	君
		笹	木			

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	藤	澤	翔	太	郎

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回浦臼町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、6番静川議員、7番柴田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 承認第2号

○議長（小松正年君）

日程第3、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

専決処分の内容について説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の3ページをお開きください。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年5月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

次のページをお開きください。

専決処分書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）。

令和7年3月28日

浦臼町長 川畑智昭

一般会計補正予算（第13号）につきまして、予算書にてご説明を申し上げます。予算書のご用意をお願いいたします。

承認第2号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）。

令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億6849万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1424万4000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

令和7年3月28日

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表継続費補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1. 追加でございます。4款衛生費、3項診療所費、1目町立診療所管理費、総額4億7452万3000円でございます。令和6年度年割額1億5840万円、令和7年度年割額3億1612万3000円でございます。町立診療所新築工事の完成に当たり、2会計年度を要するため継続費として、年割額を設定するものでございます。

次に、第3表繰越明許費補正についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

1. 変更でございます。4款衛生費、3項診療所費、1目町立診療所管理費、繰越明許費の額3億1355万3000円を皆減するものでございます。先ほどの継続費の設定に伴い変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。10ページをお開きください。

2款総務費、1項2目財政管理費、補正額4506万1000円の追加でございます。24節積立金におきまして、財政調整基金及び公共施設建設基金への積立金を追加計上するものでございます。

2項1目職員給与費、財源更正でございます。町立診療所新築等事業の起債に伴う事務費分のうち、令和7年度執行予算分を一般財源に更正するものでございます。

4款衛生費、3項1目診療所費、補正額3億1355万3000円の減でございます。12節委託料及び14節工事請負費におきまして、令和7年度執行予算分を

減額するものでございます。なお、7款土木費、8款消防費及び9款教育費につきましては、国の支出金の確定に伴う財源更正でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税、補正額1万9000円の減でございます。交付額確定に伴い減額するものでございます。

14款国庫支出金、2項2目衛生費国庫補助金、補正額173万3000円の減でございます。配分額の減に伴い減額するものでございます。

4目土木費国庫補助金、補正額4219万7000円の追加でございます。道路橋梁費補助金におきまして、除雪費用に係る交付金及び補助金の追加計上。また、住宅費補助金におきまして、令和7年度執行予算分の前受けによる追加計上でございます。なお、住宅費補助金につきましては、歳出にてご説明の公共施設建設基金に積み立てるものでございます。

5目教育費国庫補助金、補正額1000円の減でございます。補助額確定に伴い減額するものでございます。

15款道支出金、2項1目総務費道補助金、補正額10万円の減でございます。補助額確定により減額するものでございます。

3目衛生費道補助金、補正額1533万5000円の減でございます。町立診療所新築工事に係る令和7年度執行予算分を減額するものでございます。

3項委託金、2目土木費委託金、補正額1000円の減でございます。委託金の確定に伴い増額及び減額するものでございます。

20款町債、1項3目衛生債、補正額2億9350万円の減でございます。令和7年度執行予算分を減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の2億6849万2000円の減となっております。

以上が、承認第2号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第13号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

本件を、承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第3号

○議長（小松正年君）

日程第4、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

専決処分の内容について説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の5ページをお開き願います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年5月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和7年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が公布され、原則として同年4月1日から施行されたため、浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）を専決処分により改正したものでございます。

次のページをお開き願います。

専決処分書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例。

令和7年3月31日

浦臼町長 川畑智昭

このたびの条例改正でございますが、国の法律改正に合わせたものでございまして、主な部分を別冊参考資料によりご説明を申し上げます。別冊参考資料の1ページ目をお開き願います。

初めに、条例第36条の2第10項、また、条例第63条の2第1項第1号では、国の法律であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、項ずれ及び文言を改めるものでございます。

2ページ目をお開き願います。

条例第82条では、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴いまして、車両区分に最大出力4キロワット以下の原動機付自転車を追加する旨の改正を行うものでございます。

3 ページ目をお開き願います。

条例第 89 条でございますが、原動機付自転車の車両区分に最大出力が採用されたことに伴いまして、国の法律改正によりまして項ずれ及び文言を加える改正をしているものでございます。

4 ページ目をお開き願います。

条例の第 90 条では、道路交通法の改正に伴いまして、軽自動車税の減免を受ける際の運転免許証の提出義務につきまして、マイナンバーカードによる免許証を含める旨の改正をしております。

条例第 139 条の 3、また、5 ページ目をお開き願いたいと存じます。条例第 149 条、また付則第 10 条の 2 では、国の法律改正に伴いまして、それぞれ項ずれが生じたため、文言を改めるものでございます。

6 ページ目をお開き願います。

付則第 10 条の 3 では、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合につきましては、特例を適用することができる規定を新たに設けるものでございます。

議案書の 8 ページにお戻り願います。

付則、施行期日でございますが、第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

固定資産税に関する経過措置でございますが、第 2 条 この条例による改正後の浦臼町税条例（以下「新条例」という。）の規定中、固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

軽自動車税に関する経過措置でございますが、第 3 条 新条例第 82 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定につきましては、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものでございます。

以上が、承認第 3 号 専決処分した事件の承認についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

静川議員。

○6 番（静川広巳君）

今の説明の、経過措置についてお伺いしたいと思います。固定資産税の経過措置、それから軽自動車税の経過措置も含めてですが、条例が今年の 4 月 1 日から施行ということですが、軽自動車もしくはそれに類する 4 キロワット以下のものを取得した場合、取得年月日は令和 7 年の 1 月 1 日以降という考え方になるのか。それとも、4 月 1 日以降に取得、軽自動車を買った場合に適用なのかお聞きしたい。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

取得日につきましては、4月1日からということをお願いします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

本件を、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第4号

○議長（小松正年君）

日程第5、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

専決処分の内容について説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の9ページをお開きください。

承認第4号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年5月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

次のページをお開きください。

専決処分書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に

基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年4月1日

浦臼町長 川畑智昭

一般会計補正予算第1号につきまして、予算書にてご説明を申し上げます。予算書のご用意をお願いいたします。

承認第4号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1612万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4112万3000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

令和7年4月1日

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表地方債の補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1. 変更でございます。起債の目的、町立診療所建替事業、限度額8510万円を3億9460万円に変更するものでございます。町立診療所新築工事に係る令和7年度執行分の予算財源として借り入れる地方債の限度額を変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。10ページをお開きください。

2款総務費、2項1目職員給与費、財源更正でございます。町立診療所新築等事業の起債に伴う事務費分を充当するものでございます。

4款衛生費、3項1目診療所費、補正額3億1612万3000円の追加でございます。12節委託料及び14節工事請負費におきまして、令和7年度執行分予算を増額するものでございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

15款道支出金、2項3目衛生費道補助金、補正額1533万4000円の追加でございます。町立診療所新築工事に係る令和7年度分補助金を増額するものでございます。

20款町債、1項3目衛生債、補正額3億950万円の追加でございます。令和7年度事業分を増額するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額871万1000円の減でございます。財源調整に伴う財政調整基金への繰戻しでございます。

歳入合計、歳出と同額の3億1612万3000円の追加となっております。  
以上が、承認第4号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

先ほど6年度の補正で承認はあったのですが、その説明の中で、へき地医療の補助金の関係で質問したいと思うのですが。前回、6年度の補正では国庫からの補助金を減額、道からの補助金も減額ということで、今回、7年度の補正予算の方で道の補助金については入っているけれども、国の方は入っていないのですが、この違いは何か。年度替わりの申請の違いか何かであるから、国と道で出たり入ったりがあるわけですか。内容についてちょっと説明して欲しいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

7年度の道の支出金につきましては、これは新しい診療所の建設に伴う補助金でございます。6年度の補助金につきましては、診療所の運営に関する補助金となりますので、それぞれ別々で予算を計上している形になりますので、そういう形で予算を分けているのですが、よろしいでしょうか。

○議長（小松正年君）

柴田議員、もう一度質問いいですか。

○7番（柴田典男君）

6年度の補正は減額なので、その減額になった理由説明はいると思うのです。それと、同額なのですよね。今の補助金の内容説明が、建設補助と運営補助ということで全然使い道が違うのに、金額が全く一緒なのですが、そういうものなのですか。

○議長（小松正年君）

ご説明をお願いします。

休憩しますか、いいですか。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

柴田議員の質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の国庫支出金の診療所費補助金173万3000円の減額につきましては、3月の第1回定例会におきまして、補正予算の歳入、国庫補助金のへき地医

療施設運営費等補助金につきまして当初の772万4000円を491万円に修正させていただいたのですが、それ以降につきまして、令和6年度におきましては全国的に、各都道府県からの申請額が例年よりも多く、国、厚生労働省が持っておられる予算額を上回っておりまして、全都道府県、全市町村が一律減額された配分率の内示を受けております。

3月で修正いたしました歳入の額が491万円だったのですが、最終的に173万3000円を減額いたしまして、6年度の国庫支出金に計上しております歳入見込みにつきましては、317万7000円という配分で受けております。それに伴いまして、6年度の国庫支出金の運営費につきまして、専決で承認をいただいたという金額でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

よろしいですか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

国庫についてはわかりました。

確か前回もへき地医療について質問した覚えがあって、その申請がちょっといろいろあったものですから減りました、という説明を受けました。

今回、道の補助金1533万5000円の減額については、まだ説明を受けてないので。ただ、あまりにもその金額がさ、7年度の補正額とほぼ同額なものだから、その内容について片方は減って片方が増えたという理由はどのようなのですか、という質問です。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度の道補助金1533万5000円の減でございますけども、この補助金の限度額が1697万6000円となっておりまして、令和6年度の工事の進捗率が9.67%ということで、それを掛けますと164万1000円が6年度の数字となりまして、ここから1697万6000円を引きますと、1533万5000円の減となります。

続きまして、令和7年度の道補助金の1533万4000円でございますが、これにつきましては先ほど言った上限額1697万6000円に進捗率、7年度なのですけれども90.33%を掛けた数字が1533万4000円となりまして、この分を令和7年度に追加計上したという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

確認ですけれど、結局どちらも工事に対する補助金ということでいいですね。わかりました。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。

本件を、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第20号

○議長（小松正年君）

日程第6、議案第20号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは予算書のご用意をお願いいたします。

議案第20号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ451万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4563万3000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月16日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭。

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。8ページ

をお開きください。

２款総務費、１項８目諸費、補正額２５１万円の追加でございます。１８節負担金補助及び交付金におきまして、町内イベント用テーブルの購入に係る補助金を計上するものでございます。

９款教育費、２項小学校費、１目学校管理教育振興費、補正額２００万円の追加でございます。１４節工事請負費におきまして、音楽室にエアコン１台を設置する経費を計上するものでございます。

歳出合計、４５１万円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。６ページをお開きください。

１９款諸収入、３項２目雑入、補正額２５０万円の追加でございます。歳出にてご説明いたしました、町内イベント用テーブルの購入に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

２１款繰入金、１項１目基本財産繰入金、補正額２０１万円の追加でございます。財政調整に伴い、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の４５１万円の追加となっております。

以上が、議案第２０号 令和７年度浦臼町一般会計補正予算（第２号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第２０号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第２０号 令和７年度浦臼町一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第21号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第21号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

それでは、議案11ページをお開き願います。

議案第21号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料により説明させていただきます。資料7ページをお開き願います。

第2条第2項ただし書き中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書き中「24万円」を「26万円」に、第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、資料8ページをお開き願います。同項第2号中「29万5000円」を「30万5000円」に、同項第3号中「54万5000円」を「56万円」に改正するものでございます。

議案12ページにお戻り願います。

附則、施行期日、1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

適用区分、2 この条例による改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上が、議案第21号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第21号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第22号

○議長（小松正年君）

日程第8、議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第22号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年5月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦臼町条例第16号）第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的でございますが、令和7年度社会資本整備総合交付金事業、中央団地（B棟）大規模改修建築工事。

2. 契約の方法につきましては、指名競争入札（最低制限価格適用）でございます。

3. 契約の金額、8470万円（うち消費税額770万円）。

4. 契約の相手方、砂川市東1条南18丁目1番31号、三鉦建設株式会社、代表取締役社長 西永親男氏でございます。

本工事につきましては、昨年度施工しました中央団地A棟の大規模改修に引き続きまして、中央団地B棟の大規模改修の建築工事を実施するものでございます。

以上が、議案第22号 工事請負契約の締結についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第22号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第23号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第23号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第23号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年5月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、先ほどと同様なのですけれども、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

1. 契約の目的、令和7年度水利施設等保全高度化事業、浦臼第1三地区保全整備対策工事でございます。

2. 契約の方法でございますが、随意契約（最低制限価格適用）でございます。

3. 契約の金額につきましては、1億175万円（うち消費税額925万円）。

4. 契約の相手方、東京都中央区京橋二丁目1番3号、クボタ環境エンジニアリング株式会社、代表取締役 中河浩一氏でございます。

本工事につきましては、浦臼取入口揚水機場のチューブラポンプの整備に係るもので、農業用水の取水に影響が出ないよう2か年で実施し、本年度にポンプ内の電動機と減速機の製作、来年度の落水後に組込み、据付けを実施するものでございます。

以上が、議案第23号 工事請負契約の締結についての説明でございます。ご審

議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第23号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第24号

○議長（小松正年君）

日程第10、議案第24号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の15ページをお開き願います。

議案第24号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和7年5月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦臼町条例第16号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、内容をご説明申し上げます。

1. 名称・種類・数量につきましては、浦臼町立診療所医療施設備品購入一式でございます。

2. 契約の目的につきましては、浦臼町立診療所の運営・維持管理に係るため備品を購入するものでございます。

3. 契約の方法につきましては、指名競争入札です。

4. 契約の金額は、1094万5000円（うち消費税額99万5000円）でございます。

5. 契約の相手方は、北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の49、有限会社尾花商店、代表取締役 尾花賢二氏でございます。

以上が、議案第24号 財産の取得についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

この指名競争入札に関して何社があったのか、教えてください。

○議長（小松正年君）

答弁お願いします。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

町内の業者3社がありました。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第24号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第25号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第25号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

議案書16ページをお開きください。

議案第25号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和7年5月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、1. 名称・種類・数量につきましては、教育DX推進用備品購入一式でございます。

2. 契約の目的につきましては、浦臼小学校及び浦臼中学校の校務用パソコン及び児童生徒用タブレット更新に係るICT整備によるものでございます。

3. 契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

4. 契約の金額につきましては、7249万円（うち消費税額659万円）でございます。

5. 契約の相手方につきましては、北海道札幌市中央区北一条東2丁目5-2、富士電機ITソリューション株式会社北海道支店、支店長 小松俊也氏でございます。

以上が、議案第25号 財産の取得についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第25号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第26号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第26号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

議案書17ページをお開きください。

議案第26号 財産の取得について

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和7年5月16日提出

浦臼町長川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、1. 名称・種類・数量につきましては、マイクロバス（29人乗り・4WD）2台でございます。

2. 契約の目的につきましては、スクールバス車両の更新によるものでございます。

3. 契約の方法につきましては、随意契約でございます。

4. 契約の金額につきましては、2328万4820円（うち消費税額210万9200円）でございます。

5. 契約の相手方につきましては、旭川市永山3条14丁目1-2、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう旭川支店、支店長 島崎康平氏でございます。

以上が、議案第26号 財産の取得についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第26号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議員の派遣について

○議長（小松正年君）

日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和7年第2回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分